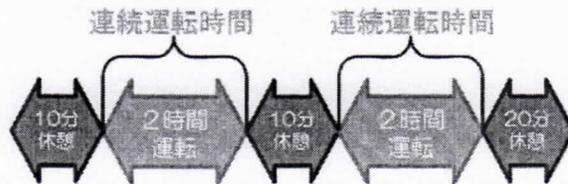


連続運転時間・休憩

(1) 連続運転時間の定義について

連続運転時間の定義は以下のとおりです。

連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。



(2) 高速道路の実車運行区間の連続運転時間について

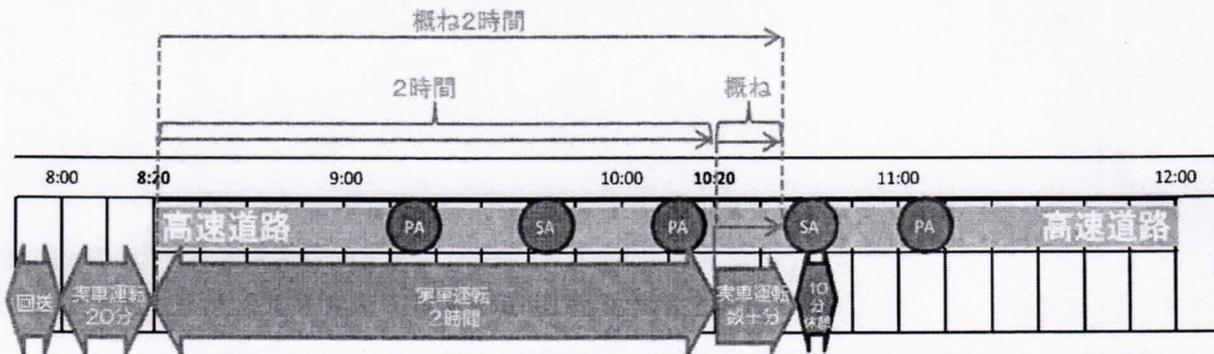
高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上※、概ね2時間までとします。

①高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとします。

※夜間運行については、全ての实車運行区間において連続運転時間、運行指示書上、概ね2時間。以下((4)参照)



②概ね2時間の「概ね」は連続運転時間が2時間を超える次のSA又はPAで休憩を取ることを指します。



※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容及び、運転者に対して運行指示書により、高速道路の実車運行区間において、連続運転時間が概ね2時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。
したがって、運送を引き受けた時点で、高速道路の実車運行区間における連続運転時間が概ね2時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で、連続運転時間を概ね2時間に収めるとの判断をするか、又は交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
○(違反なし)	10時間	8時間	7時間	8時間	10時間	休日	
○(違反なし)	8時間	10時間	10時間	8時間	7時間	休日	
×(本配置基準違反)	10時間	休日	7時間	10時間	7時間	10時間	休日
違反(本配置基準: 9時間を超える運転時間は週に2回まで)							
×(本配置基準違反)	9時間	休日	8時間	11時間	7時間	9時間	休日
違反(本配置基準: 9時間を超える場合、運転時間は10時間まで)							
×(本配置基準違反)	9時間	休日	夜間ワシマン 9時間	夜間ワシマン 10時間	9時間	休日	休日
違反(本配置基準: 夜間ワシマン運行の運転時間は例外なく9時間まで)							
×(勤務時間等基準告示違反)	7時間	10時間	9時間	10時間	7時間	休日	
違反(勤務時間等基準告示: 1日の運転時間は2日平均で9時間)							

○(違反なし)

○(違反なし)

×(本配置基準違反)

×(本配置基準違反)

×(本配置基準違反)

×(勤務時間等基準告示違反)

違反(本配置基準: 9時間を超える運転時間は週に2回まで)

違反(本配置基準: 9時間を超える場合、運転時間は10時間まで)

違反(本配置基準: 夜間ワシマン運行の運転時間は例外なく9時間まで)

違反(勤務時間等基準告示: 1日の運転時間は2日平均で9時間)